

返戻金について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、下記の率で算出した金額を返戻するものとします。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社後 30 日以内に退職の場合	受取った成功報酬の 80%
入社後 60 日以内に退職の場合	受取った成功報酬の 50%
入社後 90 日以内に退職の場合	受取った成功報酬の 30%

(1 円未満切捨て)

※返戻金制度は個別に各求人者との契約書により定めをすることがあります。

KIJUNA INTERNATIONAL
有料職業紹介事業許可番号：12-ユ-301085